

1 公示番号 東区第3号
2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種 区画漁業	ほや垂下式養殖業、こんぶ・まつも・わかめ延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県八戸市大字金浜宇塩蔵地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 基点東区第3号(青森県三戸郡と八戸市との境の北の川尻に設置した標柱)から真方位11度30分1500メートルの点

イ 基点東区第3号から真方位29度30分1270メートルの点

ウ 基点東区第3号から真方位22度30分920メートルの点

エ 基点東区第3号から真方位0度30分1240メートルの点

3 免許予定日 平成15年9月1日

4 申請期間 平成15年3月17日から同年6月16日まで

5 地元地区 青森県八戸市大字鮫町宇白浜、宇深久保、宇種差、宇法師浜、宇大久喜及び大字金浜

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成20年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

① 養殖施設は、綱及び土俵等海中にあるものにあつても漁場区域の範囲内に敷設しなければならぬ。

② アの点及びイの点に、昼間にあつては、縦・横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならぬ。

1 公示番号 東区第4号
2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種 区画漁業	あわび・ほや垂下式養殖業、こんぶ・まつも・わかめ延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県八戸市大字鮫町宇大作平地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 基点東区第4号(青森県八戸市大字鮫町宇大作平、大島東端に設置した標柱)

イ アから真方位52度30分350メートルの点

ウ アから真方位105度30分620メートルの点

エ アから真方位145度30分500メートルの点

3 免許予定日 平成15年9月1日

4 申請期間 平成15年3月17日から同年6月16日まで

5 地元地区 青森県八戸市大字鮫町宇白浜、宇深久保、宇種差、宇法師浜、宇大久喜及び大字金浜

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成20年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

① 養殖施設は、綱及び土俵等海中にあるものにあつても漁場区域の範囲内に敷設しなければならぬ。

② イの点及びウの点に、昼間にあつては、縦・横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならぬ。

- 1 公示番号 東区第5号
2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種 区画漁業	ほや垂下式養殖業、こんぶ・まつも・ わかめ延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 青森県八戸市大字鮫町字法師浜地先
(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた
区域

- ア 基点東区第7号(青森県八戸市大字鮫町字遥望石崎東端に設置した標柱)から真方位59度30分400メートルの点
イ 基点東区第7号から真方位93度30分560メートルの点
ウ 基点東区第7号から真方位136度30分360メートルの点
エ 基点東区第7号から真方位93度30分80メートルの点

- 3 免許予定日 平成15年9月1日
4 申請期間 平成15年3月17日から同年6月16日まで
5 地元地区 青森県八戸市大字鮫町字白浜、字深久保、字種差、字法師浜、字大久喜及び大字金浜
6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成20年8月31日までとする。
(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても漁場区域の範囲内に敷設しなければならぬ。
② アの点及びイの点に、昼間にあつては、縦・横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならぬ。

- 1 公示番号 東区第6号
2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種 区画漁業	ほや垂下式養殖業、こんぶ・まつも・ わかめ延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 青森県八戸市大字鮫町字種差地先
(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた
区域

- ア 基点東区第7号(青森県八戸市大字鮫町字遥望石崎東端に設置した標柱)から真方位348度720メートルの点
イ 基点東区第7号から真方位5度30分480メートルの点
ウ 基点東区第7号から真方位314度30分300メートルの点
エ 基点東区第7号から真方位314度30分600メートルの点

- 3 免許予定日 平成15年9月1日
4 申請期間 平成15年3月17日から同年6月16日まで
5 地元地区 青森県八戸市大字鮫町字白浜、字深久保、字種差、字法師浜、字大久喜及び大字金浜
6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成20年8月31日までとする。
(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても漁場区域の範囲内に敷設しなければならぬ。
② アの点及びイの点に、昼間にあつては、縦・横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならぬ。

1 公示番号 東区第7号
2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種 区画漁業	ほや垂下式養殖業、こんぶ・まつも・わかめ延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県八戸市大字鮫町宇深久保地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア 基点東区第7号(青森県八戸市大字鮫町宇深久保に設置した標柱)から真方位326度30分1700メートルの点
 - イ 基点東区第7号から真方位338度900メートルの点
 - ウ 基点東区第7号から真方位314度30分780メートルの点
 - エ 基点東区第7号から真方位314度30分1680メートルの点
- 3 免許予定日 平成15年9月1日
- 4 申請期間 平成15年3月17日から同年6月16日まで
- 5 地元地区 青森県八戸市大字鮫町宇白浜、宇深久保、宇種差、宇法師浜、宇大久喜及び大字金浜
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成20年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても漁場区域の範囲内に敷設しなければならぬ。
- ② アの点及びイの点に、昼間にあつては、縦・横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。

1 公示番号 東区第8号
2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種 区画漁業	あわび・ほや垂下式養殖業、こんぶ・まつも・わかめ延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県八戸市大字鮫町宇日蔭沢から宇白浜までの地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア 基点第3号(青森県八戸市大字鮫町宇小舟渡平と宇日蔭沢との境に設置した標柱)から真方位54度30分1000メートルの点
 - イ 基点第3号から真方位54度30分1500メートルの点
 - ウ イとクを結ぶ直線上のイから2000メートルの点
 - エ ウから真方位234度30分500メートルの点
 - オ 基点第2号(青森県三戸郡と青森県八戸市との境の北の川尻に設置した標柱)から真方位63度30分300メートルの点
 - カ オから真方位81度30分400メートルの点
 - キ カから真方位7度30分330メートルの点
 - ク キから真方位50度30分1800メートルの点
- 3 免許予定日 平成15年9月1日
- 4 申請期間 平成15年3月17日から同年6月16日まで
- 5 地元地区 青森県八戸市大字鮫町宇日蔭沢、宇白浜、宇深久保、宇種差、宇法師浜、宇大久喜及び大字金浜
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成20年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても漁場区域の範囲内に敷設しなければならぬ。
- ② イの点及びウの点に、昼間にあつては、縦・横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。

1 公示番号 東区第9号
2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 区画 漁業	漁業の名称	漁業時期
第1種 区画 漁業	こんぶ・まつも・わかめ延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 青森県八戸市大字鮫町地先
(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア オ (基点東区第9号 (青森県八戸市大字鮫町鮫島東端に設置した標柱) とキ (青森県八戸市大字鮫町、通称カラチヤ岩西端に設置した標柱) とを結ぶ直線上基点東区第9号から100メートルの点) から真方位47度30分50メートルの点
イ カ (基点東区第9号とキとを結ぶ直線上キから50メートルの点) から真方位47度30分50メートルの点
ウ カから真方位227度30分50メートルの点
エ オから真方位227度30分50メートルの点
- 3 免許予定日 平成15年9月1日
- 4 申請期間 平成15年3月17日から同年6月16日まで
- 5 地元地区 青森県八戸市大字鮫町字二子石、字冷水、字林通、字小長根、字福沢久保、字忍町、字二見町、字持越沢、字住吉町、字上手代森、字ハンキ沢、字蟻子、字下手代森、字大開、字継久保、字上鮫、字居合、字鮫、字日の出町、字上松苗場、字下松苗場、字下盲久保、字上盲久保及び字小舟渡平

6 その他

- (1) この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成20年8月31日までとする。
(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。
① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても漁場区域の範囲内に敷設しなければならぬ。
② アの点及びイの点に、昼間にあつては、縦・横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。

1 公示番号 東区第10号
2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 区画 漁業	漁業の名称	漁業時期
第1種 区画 漁業	こんぶ・まつも・わかめ延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 青森県八戸市大字鮫町地先
(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア エから真方位0度30分100メートルの点
イ ウから真方位0度30分100メートルの点
ウ 基点東区第10号 (青森県八戸市大字鮫町、大島北端に設置した標柱) とオ (青森県八戸市大字鮫町、鮫島西端) とを結ぶ直線上オから50メートルの点
エ 基点東区第10号とオとを結ぶ直線上基点東区第10号から120メートルの点
- 3 免許予定日 平成15年9月1日
- 4 申請期間 平成15年3月17日から同年6月16日まで
- 5 地元地区 青森県八戸市大字鮫町字二子石、字冷水、字林通、字小長根、字福沢久保、字忍町、字二見町、字持越沢、字住吉町、字上手代森、字ハンキ沢、字蟻子、字下手代森、字大開、字継久保、字上鮫、字居合、字鮫、字日の出町、字上松苗場、字下松苗場、字下盲久保、字上盲久保及び字小舟渡平

6 その他

- (1) この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成20年8月31日までとする。
(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。
① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても漁場区域の範囲内に敷設しなければならぬ。
② アの点及びイの点に、昼間にあつては、縦・横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。

1 公示番号 東区第11号
2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種 区画漁業	こんぶ・まつも・わかめ延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県八戸市大字鮫町地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア 基点東区第11号 (青森県八戸市大字鮫町、通称ヒライシ)に設置した標柱) から真方位357度30分190メートルの点
- イ ウから真方位357度30分150メートルの点
- ウ 青森県八戸市大字鮫町、大島西端に設置した標柱
- エ 基点東区第11号から真方位357度30分40メートルの点

3 免許予定日 平成15年9月1日
4 申請期間 平成15年3月17日から同年6月16日まで

5 地元地区 青森県八戸市大字鮫町字二子石、字冷水、字林通、字小長根、字福沢久保、字忍町、字二見町、字持越沢、字住吉町、字上手代森、字ハンキ沢、字蟻子、字下手代森、字大開、字継久保、字上鮫、字居合、字鮫、字日の出町、字上松苗場、字下松苗場、字下盲久保、字上盲久保及び字小舟渡平

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成20年8月31日までとする。
(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても漁場区域の範囲内に敷設しなければならぬ。
- ② アの点及びイの点に、昼間にあつては、縦・横各5.0センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならぬ。

1 公示番号 東区第12号
2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種 区画漁業	こんぶ・まつも・わかめ延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県八戸市大字鮫町地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、基点東区第12号、ウ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア 基点東区第12号から真方位286度270メートルの点
- イ 基点東区第12号から真方位327度30分210メートルの点
- ウ 青森県八戸市大字鮫町、通称トリ平岩西端に設置した標柱
- 基点東区第12号から真方位218度180メートルの点

3 免許予定日 平成15年9月1日
4 申請期間 平成15年3月17日から同年6月16日まで

5 地元地区 青森県八戸市大字鮫町字二子石、字冷水、字林通、字小長根、字福沢久保、字忍町、字二見町、字持越沢、字住吉町、字上手代森、字ハンキ沢、字蟻子、字下手代森、字大開、字継久保、字上鮫、字居合、字鮫、字日の出町、字上松苗場、字下松苗場、字下盲久保、字上盲久保及び字小舟渡平

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成20年8月31日までとする。
(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても漁場区域の範囲内に敷設しなければならぬ。
- ② アの点、イの点及びウの点に、昼間にあつては、縦・横各5.0センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならぬ。

- 1 公示番号 東区第13号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 第1種 区画漁業	漁業の名称	漁業時期
	こんぶ・まつも・わかめ延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県八戸市大字鮫町地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

- ア 基点東区第13号 (青森県八戸市大字鮫町、熊島北端に設置した標柱) から真方位327度30分250メートルの点
 - イ 基点東区第13号から真方位31度30分520メートルの点
 - ウ 基点東区第13号から真方位65度480メートルの点
 - エ 基点東区第13号から真方位147度30分230メートルの点
- 3 免許予定日 平成15年9月1日
 - 4 申請期間 平成15年3月17日から同年6月16日まで
 - 5 地元地区 青森県八戸市大字鮫町字二子石、宇冷水、宇林通、宇小長根、宇福沢久保、宇忍町、宇二見町、宇持越沢、宇住吉町、宇上手代森、宇ハンキ沢、宇蟻子、宇下手代森、宇大開、宇継久保、宇上紋、宇居合、宇鮫、宇日の出町、宇上松苗場、宇下松苗場、宇下言久保、宇上言久保及び宇小舟渡平
 - 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成20年8月31日までとする。
 (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 養殖施設は、綱及び土俵等海中にあるものにあつても漁場区域の範囲内に敷設しなければならぬ。
- ② アの点及びイの点に、昼間にあつては、縦・横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならぬ。

- 1 公示番号 東区第14号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 第1種 区画漁業	漁業の名称	漁業時期
	はたてがい垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県三沢市大字五川目地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア 基点東区第14号 (青森県三沢市大字三沢字浜通354番地に設置した標柱) から真方位95度2980メートルの点
 - イ オ (青森県三沢市大字三沢字浜通78番地に設置した標柱) から真方位76度30分2600メートルの点
 - ウ オから真方位78度1980メートルの点
 - エ 基点東区第14号から真方位100度30分2400メートルの点
- 3 免許予定日 平成15年9月1日
 - 4 申請期間 平成15年3月17日から同年6月16日まで
 - 5 地元地区 青森県三沢市
 - 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成20年8月31日までとする。
 (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 養殖施設は、綱及び土俵等海中にあるものにあつても漁場区域の範囲内に敷設しなければならぬ。
- ② アの点、イの点及びアの点とイの点の中央部に、昼間にあつては、縦・横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならぬ。

- 1 公示番号 東区第15号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種 区画漁業	あわび垂下式養殖業、 こんぶ延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県下北部東通村大字白糠地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 基点東区第15号（青森県下北部東通村大字白糠、老部川左岸から65メートルの北側の通称シュリ崎海浜に設置した標柱）から真方位94度30分600メートルの点

イ 基点東区第15号から真方位94度30分670メートルの点

ウ イから真方位5度30分30メートルの点

エ アから真方位5度30分30メートルの点

- 3 免許予定日 平成15年9月1日
- 4 申請期間 平成15年3月17日から同年6月16日まで
- 5 地元地区 青森県下北部東通村大字白糠
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成20年8月31日までとする。
(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 養殖施設は、綱及び土俵等海中にあるものにあつても漁場区域の範囲内に敷設しなければならぬ。
- ② イの点及びウの点に、昼間にあつては、縦・横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。

- 1 公示番号 東区第16号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種 区画漁業	あわび垂下式養殖業、こんぶ・わかめ 延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県下北部東通村大字小田野沢地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 基点東区第16号（青森県下北部東通村大字小田野沢、通称鯉川左岸から355メートル北側の防潮堤上に設置した標柱）から真方位97度30分355メートルの点

イ アから真方位97度30分425メートルの点

ウ イから真方位13度30分30メートルの点

エ アから真方位13度30分30メートルの点

- 3 免許予定日 平成15年9月1日
- 4 申請期間 平成15年3月17日から同年6月16日まで
- 5 地元地区 青森県下北部東通村大字小田野沢
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成20年8月31日までとする。
(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 養殖施設は、綱及び土俵等海中にあるものにあつても漁場区域の範囲内に敷設しなければならぬ。
- ② イの点及びウの点に、昼間にあつては、縦・横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。

1 公示番号 東区第17号
2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 区画 漁業	漁業の名称	漁業時期
第1種 区画 漁業	ほたてがい垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 青森県下北郡東通村大字野牛字稲崎地先
(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア 基点第17号(青森県下北郡大字野牛と大字蒲野沢との境の稲崎川尻に設置した標柱)から真方位356度30分3200メートルの点
イ 基点第17号から真方位356度30分3700メートルの点
ウ イから真方位63度1000メートルの点
エ アから真方位63度1000メートルの点

- 3 免許予定日 平成15年9月1日
4 申請期間 平成15年3月17日から同年6月16日まで
5 地元地区 青森県下北郡東通村大字野牛
6 その他
(1) この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成20年8月31日までとする。
(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても漁場区域の範囲内に敷設しなければならぬ。
② イの点及びウの点に、昼間にあつては、縦・横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。

1 公示番号 東区第18号
2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 区画 漁業	漁業の名称	漁業時期
第1種 区画 漁業	こんぶ・わかめ延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 青森県むつ市大字関根地先
(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア オ(基点東区第18号から600メートル西側の海浜に設置した標柱)から真方位32度30分1500メートルの点
イ 基点東区第18号(青森県むつ市大字関根、根古基川尻から400メートル西側の海浜に設置した標柱)から真方位32度30分1500メートルの点
ウ 基点東区第18号から真方位32度30分700メートルの点
エ オから真方位32度30分700メートルの点

- 3 免許予定日 平成15年9月1日
4 申請期間 平成15年3月17日から同年6月16日まで
5 地元地区 青森県むつ市大字関根
6 その他
(1) この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成20年8月31日までとする。
(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても漁場区域の範囲内に敷設しなければならぬ。
② アの点及びイの点に、昼間にあつては、縦・横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。

- 1 公示番号 東区第19号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種 区画漁業	こんぶ・わかめ延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県むつ市大字関根地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた

区域

- ア オ（青森県むつ市大字関根、出戸川河口左岸に設置した標柱）から真方位45度30分1500メートルの点
- イ 基点東区第19号（青森県むつ市大字関根宇前浜4番地66号地先の通称関根浜斜路の左岸北東端）から真方位45度30分1500メートルの点
- ウ 基点東区第19号から真方位45度30分700メートルの点
- エ オから真方位45度30分700メートルの点
- 3 免許予定日 平成15年9月1日
- 4 申請期間 平成15年3月17日から同年6月16日まで
- 5 地元地区 青森県むつ市大字関根
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成20年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても漁場区域の範囲内に敷設しなければならない。
- ② アの点及びイの点に、昼間にあつては、縦・横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。

- 1 公示番号 東区第20号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種 区画漁業	こんぶ・わかめ延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県むつ市大字関根地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた

区域

- ア オ（基点東区第20号から600メートル西側の海浜に設置した標柱）から真方位45度30分1500メートルの点
- イ 基点東区第20号（基点東区第19号（青森県むつ市大字関根宇前浜4番地66号地先の通称関根浜斜路の左岸北東端）から400メートル西側の点）から真方位45度30分1500メートルの点
- ウ 基点東区第20号から真方位45度30分700メートルの点
- エ オから真方位45度30分700メートルの点
- 3 免許予定日 平成15年9月1日
- 4 申請期間 平成15年3月17日から同年6月16日まで
- 5 地元地区 青森県むつ市大字関根
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成20年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても漁場区域の範囲内に敷設しなければならない。
- ② アの点及びイの点に、昼間にあつては、縦・横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。

- 1 公示番号 東区第21号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種 区画漁業	こんぶ・わかめ延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 青森県下北郡大畑町大字正津川字正津川地先
- (3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア 基点東区第21号(正津川河口北防波堤先端部)から真方位47度30分1120メートルの点
 - イ 基点東区第21号から真方位69度1250メートルの点
 - ウ 基点東区第21号から真方位101度550メートルの点
 - エ 基点東区第21号から真方位47度30分300メートルの点
- 3 免許予定日 平成15年9月1日
 - 4 申請期間 平成15年3月17日から同年6月16日まで
 - 5 地元地区 青森県下北郡大畑町
 - 6 その他

- (1) この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成20年8月31日までとする。
- (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても漁場区域の範囲内に敷設しなければならぬ。
- ② アの点及びイの点に、昼間にあつては、縦・横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。

- 1 公示番号 東区第22号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種 区画漁業	こんぶ・わかめ延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 青森県下北郡大畑町大字正津川字正津川地先
- (3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア 基点東区第21号(正津川河口北防波堤先端部)から真方位340度180メートルの点
 - イ 基点東区第21号から真方位15度30分600メートルの点
 - ウ 基点東区第21号から真方位336度30分400メートルの点
 - エ 基点東区第21号から真方位329度1120メートルの点
- 3 免許予定日 平成15年9月1日
 - 4 申請期間 平成15年3月17日から同年6月16日まで
 - 5 地元地区 青森県下北郡大畑町
 - 6 その他

- (1) この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成20年8月31日までとする。
- (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても漁場区域の範囲内に敷設しなければならぬ。
- ② アの点及びイの点に、昼間にあつては、縦・横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。

- 1 公示番号 東区第23号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種 区画漁業	こんぶ・わかめ延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県下北郡大畑町大字正津川|宇正津川地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた

区域

ア 基点東区第23号（青森県下北郡大畑町大字正津川、正津川河口右岸に設置した標柱）から真方位22度2460メートルの点

イ 基点東区第23号から真方位45度30分2300メートルの点

ウ 基点東区第23号から真方位46度30分1800メートルの点

エ 基点東区第23号から真方位16度30分2000メートルの点

3 免許予定日 平成15年9月1日

4 申請期間 平成15年3月17日から同年6月16日まで

5 地元地区 青森県下北郡大畑町

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成20年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても漁場区域の範囲内に敷設しなければならぬ。

② アの点及びイの点に、昼間にあつては、縦・横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。

- 1 公示番号 東区第24号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種 区画漁業	さけ・ます小割式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県下北郡大畑町大字大畑宇上野地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた

区域

ア 基点東区第24号（青森県下北郡大畑町大字大畑宇上野、大畑魚港第3東防波堤先端部）から真方位71度7分926メートルの点

イ 基点東区第24号から真方位94度26分1119メートルの点

ウ 基点東区第24号から真方位116度51分891メートルの点

エ 基点東区第24号から真方位91度15分484メートルの点

3 免許予定日 平成15年9月1日

4 申請期間 平成15年3月17日から同年6月16日まで

5 地元地区 青森県下北郡大畑町

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成20年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても漁場区域の範囲内に敷設しなければならぬ。

② アの点及びイの点に、昼間にあつては、縦・横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。

- 1 公示番号 東区第25号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種 区画漁業	こんぶ・わかめ延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県下北郡大畑町大字大畑宇二枚橋地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた

区域

- ア イから真方位320度30分300メートルの点
- イ 基点東区第25号(青森県下北郡大畑町大字大畑宇二枚橋、下秋川左岸から100メートル北側の海浜に設置した標柱)から真方位37度30分600メートルの点
- ウ 基点東区第25号から真方位37度30分400メートルの点
- エ ウから真方位320度30分300メートルの点
- 3 免許予定日 平成15年9月1日
- 4 申請期間 平成15年3月17日から同年6月16日まで
- 5 地元地区 青森県下北郡大畑町
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成20年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても漁場区域の範囲内に敷設しなければならぬ。
- ② アの点及びイの点に、昼間にあつては、縦・横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。

- 1 公示番号 東区第26号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種 区画漁業	こんぶ・わかめ延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県下北郡大畑町大字大畑宇二枚橋地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた

区域

- ア 基点東区第26号(青森県下北郡大畑町大字大畑宇二枚橋、三右衛門沢右岸に設置した標柱)から真方位10度1800メートルの点
- イ 基点東区第26号から真方位44度30分1500メートルの点
- ウ 基点東区第26号から真方位47度30分1020メートルの点
- エ 基点東区第26号から真方位0度30分1360メートルの点
- 3 免許予定日 平成15年9月1日
- 4 申請期間 平成15年3月17日から同年6月16日まで
- 5 地元地区 青森県下北郡大畑町
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成20年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても漁場区域の範囲内に敷設しなければならぬ。
- ② アの点及びイの点に、昼間にあつては、縦・横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。

- 1 公示番号 東区第27号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種 区画漁業	こんぶ・わかめ延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 青森県下北郡大畑町大字大畑字鷹ノ巣地先
- (3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア (基点東区第27号(青森県下北郡大畑町大字大畑字鷹ノ巣沢左岸に設置した標柱)から真方位25度30分700メートルの点)から真方位295度30分50メートルの点
 - イ オから真方位115度30分50メートルの点
 - ウ カ(基点東区第27号から真方位25度30分500メートルの点)から真方位115度30分50メートルの点
 - エ カから真方位295度30分50メートルの点
- 3 免許予定日 平成15年9月1日
 - 4 申請期間 平成15年3月17日から同年6月16日まで
 - 5 地元地区 青森県下北郡大畑町
 - 6 その他

- (1) この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成20年8月31日までとする。
- (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても漁場区域の範囲内に敷設しなければならぬ。
- ② アの点及びイの点に、昼間にあつては、縦・横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。

- 1 公示番号 東区第28号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種 区画漁業	こんぶ・わかめ延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 青森県下北郡大畑町大字大畑字木野部地先
- (3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア 基点東区第28号(青森県下北郡大畑町大字大畑字木野部、木野部漁港防波堤突端)から真方位32度30分600メートルの点
 - イ アから真方位122度30分100メートルの点
 - ウ エから真方位122度30分100メートルの点
 - エ 基点東区第28号から真方位32度30分400メートルの点
- 3 免許予定日 平成15年9月1日
 - 4 申請期間 平成15年3月17日から同年6月16日まで
 - 5 地元地区 青森県下北郡大畑町
 - 6 その他

- (1) この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成20年8月31日までとする。
- (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても漁場区域の範囲内に敷設しなければならぬ。
- ② アの点及びイの点に、昼間にあつては、縦・横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。

- 1 公示番号 東区第29号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種 区画漁業	こんぶ・わかめ延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県下北郡大畑町大字大畑宇木野部地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた

区域

ア イから真方位325度30分200メートルの点

イ 基点東区第29号(青森県下北郡大畑町大字大畑宇木野部、木野部川左岸から93メートル北側の海浜に設置した標柱)から真方位42度30分

700メートルの点

ウ 基点東区第29号から真方位42度30分400メートルの点

エ ウから真方位325度30分200メートルの点

- 3 免許予定日 平成15年9月1日
- 4 申請期間 平成15年3月17日から同年6月16日まで
- 5 地元地区 青森県下北郡大畑町
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成20年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても漁場区域の範囲内に敷設しなければならぬ。
- ② アの点及びイの点に、昼間にあつては、縦・横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならぬ。

- 1 公示番号 東区第30号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種 区画漁業	あわび・うに・かき垂下式養殖業、 こんぶ・わかめ延縄式養殖	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県下北郡風間浦村大字易国間地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた

区域

ア 基点東区第30号(青森県下北郡風間浦村大字易国間宇桑畑、桑畑護岸

に設置した標柱)から真方位344度30分465メートルの点

イ 基点東区第30号から真方位12度30分450メートルの点

ウ 基点東区第30号から真方位22度30分240メートルの点

エ 基点東区第30号から真方位330度30分260メートルの点

- 3 免許予定日 平成15年9月1日
- 4 申請期間 平成15年3月17日から同年6月16日まで
- 5 地元地区 青森県下北郡風間浦村大字易国間
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成20年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても漁場区域の範囲内に敷設しなければならぬ。

- 1 公示番号 東区第31号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種 区画漁業	あわび・うに・かき垂下式養殖業、 こんぶ・わかめ延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 青森県下北部風間浦村大字易国間地先
- (3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア オ(基点東区第31号から180メートル西側に設置した標柱)から真方位0度140メートルの点
 - イ 基点東区第31号(青森県下北部風間浦村大字易国間字上ノ畑、菅ノ尻沢左岸から450メートル西側の海浜に設置した標柱)から真方位0度180メートルの点
 - ウ 基点東区第31号から真方位0度120メートルの点
 - エ オから真方位0度80メートルの点
- 3 免許予定日 平成15年9月1日
 - 4 申請期間 平成15年3月17日から同年6月16日まで
 - 5 地元地区 青森県下北部風間浦村大字易国間
 - 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成20年8月31日までとする。
 (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。
 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても漁場区域の範囲内に敷設しなければならない。

- 1 公示番号 東区第32号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種 区画漁業	こんぶ延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 青森県下北部風間浦村大字蛇浦地先
- (3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア 基点東区第32号(青森県下北部風間浦村大字蛇浦字根戸内、根戸内沢尻左岸に設置した標柱)から真方位12度30分805メートルの点
 - イ 基点東区第32号から真方位41度640メートルの点
 - ウ 基点東区第32号から真方位40度540メートルの点
 - エ 基点東区第32号から真方位7度30分730メートルの点
- 3 免許予定日 平成15年9月1日
 - 4 申請期間 平成15年3月17日から同年6月16日まで
 - 5 地元地区 青森県下北部風間浦村大字蛇浦
 - 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成20年8月31日までとする。
 (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。
 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても漁場区域の範囲内に敷設しなければならない。

- 1 公示番号 東区第33号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種 区画漁業	あわび垂下式養殖業、 こんぶ延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 青森県下北郡風間浦村大字蛇浦字古釜谷地先
- (3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア 基点東区第33号(蛇浦漁港護岸西角)から真方位348度30分705メートル(主消波堤陸側の西端)の点
 - イ アから真方位257度30分130メートルの点
 - ウ エから真方位257度30分130メートルの点
 - エ 基点東区第33号から真方位350度475メートル(主消波堤陸側の東端)の点
- 3 免許予定日 平成15年9月1日
 - 4 申請期間 平成15年3月17日から同年6月16日まで
 - 5 地元地区 青森県下北郡風間浦村大字蛇浦
 - 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成20年8月31日までとする。
 (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。
 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても漁場区域の範囲内に敷設しなければならぬ。

- 1 公示番号 東区第34号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種 区画漁業	あわび・かき垂下式養殖業、 こんぶ・わかめ延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 青森県下北郡佐井村大字佐井字原田、字古佐井及び字黒岩地先
- (3) 漁場の区域 次の基点東区第34号、ア、イ及びウの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

- 基点東区第33号 青森県下北郡大間町と佐井村との境の津鼻崎に設置した標柱
 - ア 基点東区第34号から真方位270度30分550メートルの点
 - イ ウから真方位312度30分700メートルの点
 - ウ 青森県下北郡佐井村大字佐井字古佐井黒岩に設置した標柱
- 3 免許予定日 平成15年9月1日
 - 4 申請期間 平成15年3月17日から同年6月16日まで
 - 5 地元地区 青森県下北郡佐井村大字佐井字原田、字古佐井及び字黒岩
 - 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成20年8月31日までとする。
 (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。
 ① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても漁場区域の範囲内に敷設しなければならぬ。
 ② アの点及びイの点に、昼間にあつては、縦・横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならぬ。

- 1 公示番号 東区第35号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種 区画漁業	あわび・かき垂下式養殖業、 こんぶ・わかめ延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県下北郡佐井村大字佐井字糠森、宇矢越、字磯谷、大字長後字長後及び字福浦地先

(3) 漁場の区域 次の基点東区第35号、ア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点東区第35号 アから真方位157度30分の線と最大高潮時海岸線の交点

ア 青森県下北郡佐井村大字佐井字糠森、弁天島に設置した標柱

イ アから真方位292度30分200メートルの点

ウ カ(青森県下北郡佐井村大字佐井字矢越、矢越崎に設置した標柱)から

真方位292度30分200メートルの点

エ オから真方位292度30分100メートルの点

オ 青森県下北郡佐井村大字長後字福浦、下ノ崎に設置した標柱

3 免許予定日 平成15年9月1日

4 申請期間 平成15年3月17日から同年6月16日まで

5 地元地区 青森県下北郡佐井村大字佐井字糠森、宇矢越、字磯谷、大字長後字長後及び字福浦

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成20年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても漁場区域の範囲内に敷設しななければならない。

- 1 公示番号 東区第36号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種 区画漁業	あわび・かき垂下式養殖業、 こんぶ・わかめ延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県下北郡佐井村大字長後字牛滝地先

(3) 漁場の区域 次の基点東区第36号、ア、イ及びウの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点東区第36号 青森県下北郡佐井村大字長後字牛滝、一ツ仏に設置した標柱

ア 基点東区第36号から真方位292度30分400メートルの点

イ ウから真方位292度30分300メートルの点

ウ 青森県下北郡佐井村大字長後字牛滝小細間、下ノ崎に設置した標柱

3 免許予定日 平成15年9月1日

4 申請期間 平成15年3月17日から同年6月16日まで

5 地元地区 青森県下北郡佐井村大字長後字牛滝

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成20年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても漁場区域の範囲内に敷設しななければならない。

- 1 公示番号 東区第37号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種 区画漁業	あわび・かき垂下式養殖業、 こんぶ・わかめ延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県下北郡佐井村大字長後字牛滝地先

(3) 漁場の区域 次の基点東区第37号、ア、イ及びウの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点東区第37号 青森県下北郡佐井村大字長後字牛滝ハイツツツに設置した標柱

ア 基点東区第37号から真方位292度30分500メートルの点

イ ウから真方位292度30分200メートルの点

ウ 青森県下北郡佐井村大字長後字牛滝、焼山崎に設置した標柱

- 3 免許予定日 平成15年9月1日
- 4 申請期間 平成15年3月17日から同年6月16日まで
- 5 地元地区 青森県下北郡佐井村大字長後字牛滝
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成20年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても漁場区域の範囲内に敷設しなければならぬ。
- ② アの点に、昼間にあつては、縦・横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならぬ。

青 森 県	青森市長島二丁目一番一号	発行所・発行人
青 森 県	青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社	印刷所・販売人

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭